

福山港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和6年7月

福山港港湾管理者

広島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 10 年 2 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 10 年 3 月 港湾審議会第 165 回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成 12 年 2 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 12 年 12 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 14 年 3 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 19 年 1 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・平成 20 年 8 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 25 年 5 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 25 年 6 月 交通政策審議会第 52 回港湾分科会
- ・平成 26 年 2 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 28 年 2 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 30 年 3 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 30 年 3 月 交通政策審議会第 70 回港湾分科会
- ・令和 元年 10 月 福山港地方港湾審議会
- ・令和 2 年 12 月 福山港地方港湾審議会

の議を経た福山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

| | |
|--------------|---|
| 変更理由 | 1 |
| 港湾の環境の整備及び保全 | 2 |
| 1 港湾環境整備施設計画 | 2 |
| 土地造成及び土地利用計画 | 3 |
| 1 土地利用計画 | 3 |

変更理由

- 1 内港地区において、立地施設の土地需要に対応するため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

立地施設の土地需要に対応するため、緑地を次のとおり計画する。

内港地区

緑地 4 h a [既設の変更計画]

(既設
内港地区
緑地 4 h a)

土地造成及び土地利用計画

立地施設の土地需要に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位：ha)

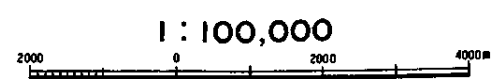
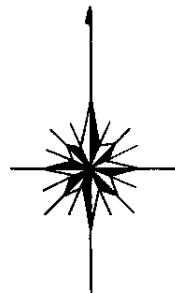
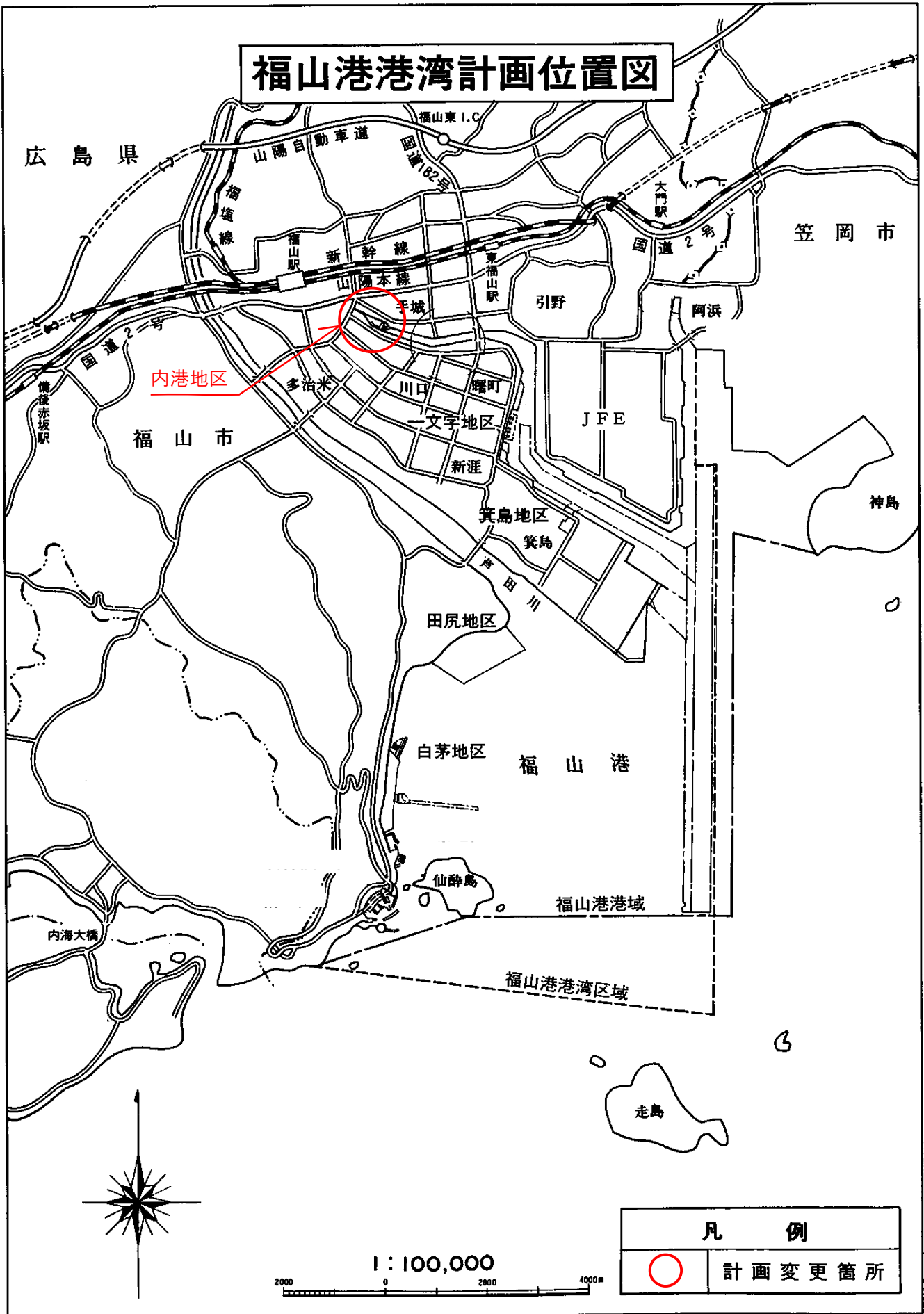
| 用途 地区名 | 交流 厚生 用地 | 工業 用地 | 都市 機能 用地 | 交通 機能 用地 | 緑地 | 合 計 |
|-----------|----------------|----------|----------------|----------------|-----|------|
| 内 港 | (1) | (21) | (－) | (1) | (4) | (26) |
| | 1 | 21 | 6 | 3 | 4 | 33 |

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

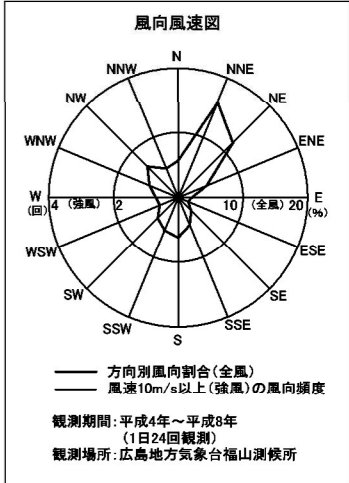
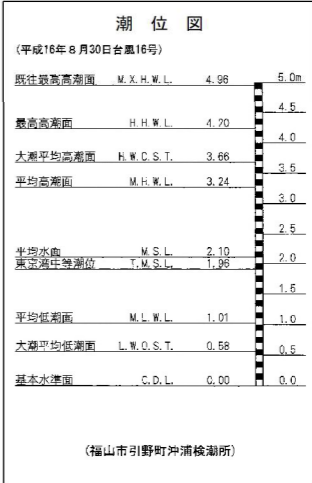
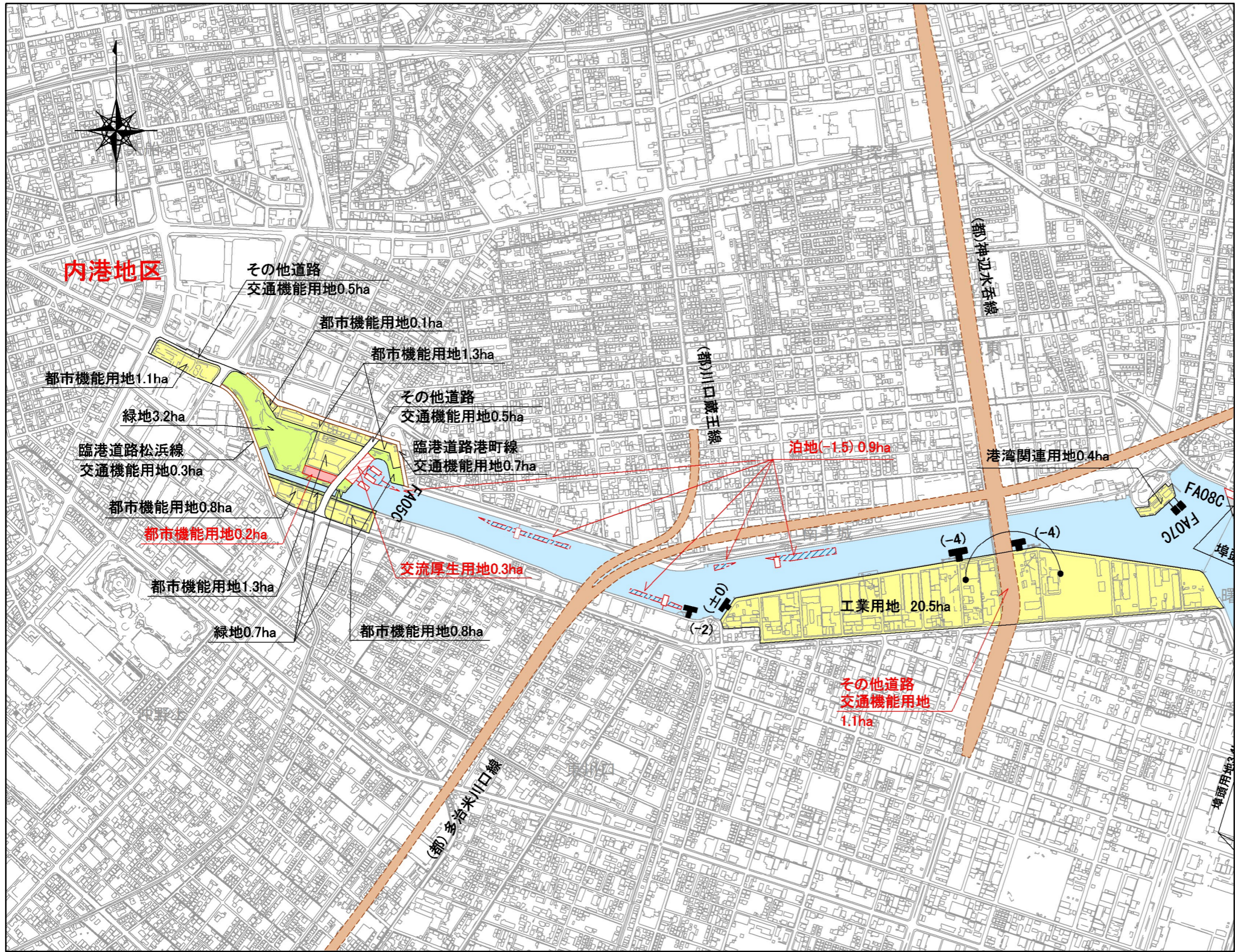
注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

福山港港湾計画位置図



| 凡 例 | |
|-----|--------|
| ○ | 計画変更箇所 |

福山港港湾計画図（内港地区）



| 凡 例 | |
|-----|--------------------|
| | 航路・泊地 (既定計画) |
| | ドルフィン (既 設) |
| | 小型 棧 橋 (既 設) |
| | 緑 地 (既 設) |
| | 臨 港 道 路 (既 設) |
| | そ の 他 道 路 (既 設) |
| | そ の 他 道 路 (既定計画) |
| | そ の 他 の 用 地 (既 設) |
| | そ の 他 の 用 地 (既定計画) |
| | そ の 他 の 用 地 (今回計画) |

測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 6Jhs 66



S=1 : 12,500